

# 福井県立福井特別支援学校 いじめ防止基本方針

## 1 目的

本校のいじめや暴力行為等（以下、いじめ行為）の防止に関わる基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ行為に関する問題に迅速かつ組織的に対応するために、基本となる事項を定めることにより、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

## 2 基本理念

本校では、いじめ行為が児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを学校全体で共通理解し、その防止と早期発見に取り組むとともに、家庭や地域、関係機関とも連携して適切な対応に努める。

## 3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童生徒を育てる取り組み

### (1) 道徳教育・人権教育の推進

各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体で、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるとともに寛容な態度の育成に努める。

### (2) 体験活動の充実

宿泊体験や学校行事等を通して、集団や社会の一員としての自覚と、人と人のつながりを大切に  
する態度や思いやりの心を育てる。

## 4 いじめ行為の未然防止のための取り組み

### (1) いじめ行為を生まない楽しい学校づくり

すべての教育活動を通して、一人ひとりの個性を尊重して、いじめ行為のない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。

### (2) 児童生徒への啓発

いじめ行為は絶対に許されないことを全校集会などの場面で繰り返し共通理解を図る。また、インターネットや SNS との適切なかかわり方について、年齢や発達段階を考慮して指導する。

### (3) 互いの個性や障がいを認め合う寛容な精神の醸成

障がいの違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行うことで、児童生徒一人ひとりが互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。

### (4) 教職員間の共通理解

日頃から、いじめ行為に関する諸問題やその対応について共通理解を図る。

※7-(2)に詳細を記載。

## 5 いじめの早期発見のための取り組み

### (1) 当該児童生徒の訴え、周囲の児童生徒からの報告

毎日の健康観察を通して、心理面の変化の早期把握につとめるとともに、児童生徒との会話などから、困りごとやトラブルがないか常日頃から気にかけるようにする。

### (2) 教職員間の連携

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、ささいな変化やいじめ行為の兆候を見逃さないように教員間の連絡を密にし、早期発見に努める。

### (3) 保護者との連携

日頃から、連絡帳や送迎時などを利用して保護者とこまめな情報交換を行うことで、家庭生活における児童生徒の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努める。

### (4) スクールカウンセラー等からの報告

カウンセリングでの児童生徒の様子について、スクールカウンセラー等と情報を共有するようにし、児童生徒のささいな変化を見逃さないようにする。

## 6 いじめ行為の事案対応に向けた取り組み

### (1) 被害児童生徒・加害児童生徒への迅速な対応

関係児童生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、被害児童生徒の安全を最優先に考えて対応し、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。加害児童生徒に対しては、家庭環境や人間関係など、加害児童生徒が抱える背景についての状況把握を行い、適切な指導を行う。

### (2) 保護者との連携

被害児童生徒および加害児童生徒の保護者に対して、いじめ行為の状況と今後の対応について十分な説明を行なって理解を得るとともに、今後の指導についての協力を得る。

### (3) 外部機関との連携

必要に応じて、児童相談所や警察などの外部機関と連携を取りながら解決に向けた最善の方法を講じる。

## 7 いじめ問題に取り組むための校内組織（別紙、フローチャート）

### (1) いじめ対策委員会

いじめ行為に関する諸問題やその対応について、年度当初の職員会議において教職員間の共通理解を図る。

（開催時）年度当初

（構成員）全職員

（活動）・いじめ問題全般に関する共通理解

・校内のいじめ問題への対応に関して

## (2) いじめ対策サポート班

いじめ行為が起きたとき、次の機能を担う「いじめ対策サポート班」を設置し、事案の対処に向けた取組を行う。

(開催時) いじめ行為、またはいじめ行為が疑われる事案の発生時

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、相談支援部長、当該学部長、当該担任、養護教諭

(活動) ・当該いじめ行為事案の対応方針の決定

・当該いじめ行為事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

## 8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告し、委員会との連携を図る。

(2) 事実関係を明確にするための調査に協力し、いじめ行為を受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 9 学校評価における留意事項等

(1) いじめ行為による問題に適正に対処するため、次の観点から、年度末に本校の取組を評価する。

・いじめ行為の早期発見や事案対処に向けた取組に関すること。

・いじめ行為の防止に向けた取組に関すること。

平成 26 年 3 月 19 日 策定

令和 2 年 8 月 3 日 改訂

令和 8 年 3 月 1 日 改訂